

令和 7 年

行方市農業委員会

第 9 回総会会議録

(令和 7 年 9 月 2 5 日)

令和7年9月25日 行方市農業委員会第9回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第52号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第53号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第54号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第55号	現況証明願について
議案第56号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
報告第38号	制限除外の異動届の受理について
報告第39号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第40号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第41号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1番 一 村 栄	2番 豊 村 由 貴	3番 大 原 一 美
4番 野 口 浩	5番 木 村 守	6番 阿 部 力 男
7番 飯 島 清	8番 関 口 順 一	9番 谷田川 栄
10番 近 藤 芳 子	11番 茂 木 孝	12番 橋 本 清
13番 横 瀬 忠 美	14番 本 澤 政 雄	15番 風 間 啓 次
16番 小 沼 正 二	17番 郡 司 正 彦	18番 椎 名 勇
19番 高 塚 利 英		

本日の出席推進委員

1番 深 澤 泉	2番 平 山 正	3番 金 田 景 行
4番 宮 寄 春 樹	5番 箕 輪 澄 子	6番 森 山 正 一
7番 小 澤 信 一	8番 山 崎 雄 一	9番 一 條 克 之
10番 小 嶋 得 男	12番 宇 井 勝 之	13番 野 原 賢 一
14番 川 島 隆 道	15番 石 田 充 春	16番 千ヶ崎 敏 男

3 本日の欠席委員

なし

本日の欠席推進委員

11番 横 田 俊 信

4 議事内容

事務局	(開会宣言)	午後 3時00分
	それでは、皆様ご参集でありますので、進めさせていただきます。	

	それでは、総会に先立ちまして、椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	(会長挨拶) それでは、一言ご挨拶申し上げます。 本日はお忙しい中、第9回総会へ出席をいただき、ありがとうございます。 また、総会前の会議ということで、農地部会の委員の皆様、大変ご苦勞さまでした。 さて、暑さ寒さも彼岸までという言葉がございします。今月18日のすごい時雨の後、朝夕は大分涼しくなってきたかなと感じます。気象庁の10月から12月までの3か月予報では、11月までは広い範囲で気温は平年より高い一方、12月は東日本以西では気温が低いという発表がありました。また、10月中旬までは、東日本以西では30度前後の夏日が続くともありました。まだ暑い日が少し続くのかなと思いますが、頑張るほかないのかなと思います。 それでは最後になりますが、本日の議案の審議をお願い申し上げて、挨拶といたします。
事 務 局	(議長の選出) ありがとうございました。 それでは、議事日程に入っていきたいと思います。 議長につきましては、農業委員会規則第5条第1項によりまして、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。
議 長	(委員の出席状況) まずは、資格審査報告です。 ただいまの出席委員19名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和7年行方市農業委員会第9回総会を開会いたします。
議 長	(会議録署名人の指名) 日程第1、会議録署名人の指名については、議長において次のように指名いたします。 9番谷田川栄委員 10番近藤芳子委員。
議 長	(書記の任命) 次に、日程第2、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、荒井係長を任命いたします。
議 長	(会期) 次に、日程第3、会期の決定であります。本日の総会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、会期は本日 1 日といたします。
		（経過報告）
議 事 務 局	長	次に、日程第 4、経過報告について、事務局より説明願います。 私から、9 月の行事の経過報告につきまして、ご報告をさせていただきます。 9 月に関しましては、特に行事がない状況でありまして、本日 9 月 25 日でございます、第 3 回農地部会におきまして、農地部会委員の出席をもちまして開催をしております。内容といたしまして、農地パトロールの結果及び対応についてと、非農地判断の手法について検討をしているところでございます。この中で、非農地判断の手法につきましては、その対象になる農地、到達できない場合等のやり方につきましての検討に対しまして、どうやってやるかということを決断をしております。こちらにつきましては、後ほどご説明のほうさせていただきたいと思っております。 あと、本日、第 9 回総会ということで、ただいまでございます。以上でございます。
		（議案の審議）
議	長	それでは、日程第 5、議案の審議に入ります。
		（議案第 5 2 号）
議 事 務 局	長	議案第 5 2 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
		議案第 5 2 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和 7 年 9 月 25 日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。 案件につきましては、第 10 項までとなっておりますが、第 8 項の申請のみ取下げとなっております。事務局説明は事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、申請取消しのあった第 8 項を除いた第 1 項から 10 項におきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議 4	長 番	1 項ごとに審議いたします。 1 項の調査員より調査の報告を求めます。4 番、野口委員。 4 番、野口です。第 1 項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をいただきました。 譲受人は、市内行方在住の 40 歳代の農業の男性です。譲渡人は、同じく行方在住の 60 歳の会社員の女性です。申請事由は、農業経営の規模拡大を図るため、区分は、売買による所有権の移転です。許可を受けようとする田は、現在休耕地で

		す。今回、譲受人の意向により、売買の運びとなりました。譲受人は、水稻7, 800平方メートル、カンショ3万4, 000平方メートルほど耕作しております。当該当田は、場所は譲受人の自宅から50メートルの距離にあります。従事日数、農機具の保有状況からも、問題なく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、自宅から50メートル、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。4番、野口委員。
4	番	第2項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をいただきました。 譲受人は、市内五町田在住の70歳代の農業の男性で、譲渡人は、静岡県在住の70歳代の男性です。申請事由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るためです。譲受人には、遠方で管理ができないため、隣接する畑を耕作している譲受人に購入を依頼したところ、交渉成立となりました。区分は、売買による所有権の移転です。許可を受けようとする畑は、譲受人宅より300メートル、4分の距離にあります。譲受人は、水稻7, 300平方メートル、畑、露地野菜2, 800平方メートルなど耕作しております。従事日数も280日、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、自宅から300メートル、年間農業従事日数280日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。6番、阿部委員。
6	番	6番、阿部です。3項の案件について報告いたします。 なお、この案件については、大原委員、一條推進委員、山崎推進委員の協力の下、調査しました。 譲受人は、市内小幡在住、70代の男性です。譲渡人は、市内四鹿在住、70代男性です。申請理由については、工場脇に作業機等を駐車する場所を確保することを図るためです。区分は、売買による所有権の移転です。場所は、東関東道中根付近道路沿いとなります。調査の結果、農機具等もそろっており、サツマイモを

		作付け、出荷組合に出荷しているとのこと。何ら問題のない調査としてまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。6番、阿部委員。
6	番	6番、阿部です。4項の案件について報告いたします。
		なお、この案件については、大原委員、一條推進委員、山崎推進委員の協力の下、調査しました。
		譲受人は、市内小幡在住、20代後半、農業経営者男性。譲渡人は、市内西蓮寺在住、高齢の女性です。申請理由については、農業の規模拡大と経営の安定を図るためとのこと。区分は所有権移転です。場所は、行方総合病院から東へ1キロのところであり、757平方メートル、748平方メートルの圃場2件となります。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題のない調査としてまいりました。審議のほどよろしく願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項、6項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。2番、豊村委員。
2	番	2番、豊村です。5項、6項は関連がありますので、一括して報告いたします。
		この件は、木村委員、川島推進委員にご協力いただき、調査してまいりました。
		5項の譲受人は、石岡市在住の会社員兼農業の40代の男性です。譲渡人は、石岡市在住の農業の70代の女性で、二人の関係は親子になります。6項の譲受人は、同じく石岡市在住の40代の男性です。譲渡人は、横浜市在住の無職の70代の女性で、二人の関係は、おばとおいになります。申請事由は、身内同士の農業経営の移譲で、区分は贈与による所有権移転です。現在の状況は、休耕中です。農機具や足りないものは親族からもらい受ける予定です。取得する土地まで、自宅からは車で40分の距離となります。調査の結果、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、足りない農機具は親族から借りて耕作するということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

		発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項、6項は原案のとおり可決いたします。
議 5	長 番	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。5番、木村委員。 5番、木村です。7項の報告をいたします。 この案件については、豊村委員とともに調査してまいりました。 譲受人は、行方市玉造在住の会社役員兼農業をしている63歳男性の方です。譲渡人は、行方市玉造在住の83歳女性の方です。申請事由は、居住地に今回申請している畑から竹が侵入してきたので、譲渡人に話したところ、管理ができないということで、家を守りながら耕作するために譲ってもらうことになったそうです。区分は、売買による所有権移転。申請地まで1キロメートルで、管理機もそろっており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項は事務局説明のとおり、取下げになっております。
議 1 5	長 番	次に、9項の調査委員より調査の報告を求めます。15番、風間委員。 15番、風間です。9項の調査報告をいたします。 今回の調査は、関口、飯島両委員さん、推進委員の石田委員さんとともに調査してまいりました。 譲受人は、銚田市在住、45歳、農業の男性です。譲渡人は、土浦市在住、78歳、無職の女性です。申請事由につきましては、農業経営の規模拡大と充実を図るためだそうです。譲受人は、4万101平米で水稻、サツマイモ、トマト、小松菜などを耕作しております。通作距離は約20キロ、時間にいたしまして約30分あります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、自宅から20キロ、時間で30分、何の問題もなく許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、9項は原案のとおり可決いたします。

議 5	長 番	次に、１０項の調査員より調査の報告を求めます。５番、木村委員。 ５番、木村です。１０項の報告をいたします。 この案件については、豊村委員とともに調査してまいりました。 譲受人は、つくば市学園の森在住の自動車販売業をしている４５歳の男性の方です。譲渡人は、行方市玉造甲在住、自動車販売業兼農業をしている７８歳の男性の方です。二人の関係は親子です。申請事由は、譲渡人が高齢になったので、息子さんである譲受人に移譲し、新規就農するためです。区分は贈与による所有権移転。通作距離は、申請人の経営する事務所から２００メートルで、徒歩２分程度。農業機械は、知人から借用して作付けするそうです。以上により、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、新規就農で、自宅から２００メートル、歩いて２分。それで、機械は知人から借りて耕作するというので、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議 全 議	長 員 長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１０項は原案のとおり可決いたします。
（議案第５３号）		
議	長	議案第５３号 農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	議案第５３号 農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和７年９月２５日提出、行方市農業委員会 会長 椎名勇。	案件につきましては、第１項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議 4	長 番	１項の調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。 椎名会長の案件です。第１項の調査報告をします。 調査には、椎名委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんのご協力をいただきました。 申請人は、行方市南在住の９３歳の男性です。申請事由は、自宅敷地の拡張、違反転用の是正です。昭和３０年代に住宅を建て、植栽を行った関係もあり、入り口が狭くなり、拡張が必要となったそうです。始末書等の関係書類も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、始末書等関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第５４号）
議	長	議案第５４号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第５４号 農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和７年９月２５日提出、行方市農業委員長 椎名勇。 案件につきましては、第２項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	１項ごとに審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。１４番、本澤委員。
１ ４ 番		１４番、本澤です。第１項の調査結果についてご報告をいたします。 この案件につきましては、近藤委員さん、小嶋、横田両推進委員さんのご協力の下、調査をまいりました。 なお、この案件は、６月に農振除外で皆様方に審議をいただいた農地です。譲受人は、市内小貫在住の建設関係資材販売の男性です。譲渡人も、市内小貫在住の農業の男性です。二人の関係は親子になります。申請事由は、事業拡大のため資材置場の敷地拡大が必要になったことにより、小貫地内の用地９，５９３平米のうち１，６０３平米を転用する目的で、使用貸借権の設定であります。場所的には、玉造工業高校より北東へ３００メートルぐらいのところにあります。必要な書類も添付されており、許可相当と調査をまいりました。皆様のご審議よろしく願います。
議	長	調査の結果は、関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありますか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。１２番、橋本委員。
１ ２ 番		１２番、橋本です。第２項の調査報告をします。 なお、この案件については、一村委員、金田、宮寄推進委員の協力の下、調査してまいりました。 また、この案件は、本年６月、農用地区域外から除外したものです。 譲受人は、東京都港区にある再生エネルギー事業者の代表社員の男性です。譲渡人は、市内青沼在住の６０歳代の無職の男性です。場所は、麻生東小学校から西に約８００メートルにある畑です。面積は１，９８７平米です。この農地は近年耕作さ

		れておらず、遊休農地となっています。当地を太陽光発電施設として利用することにより、脱酸素とエネルギー自給率の向上に寄与すると思われます。また、周辺農地、生活環境への悪影響を及ぼさないと思われます。区分は売買による所有権の移転です。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上。
議	長	調査の結果は、現地は遊休農地、周辺の人たちにも何の影響もないということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第５５号）
議	長	議案第５５号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第５５号 現況証明願について下記のとおり証明願があったので提案する。令和７年９月２５日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。
局		案件につきましては、第３項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	１項ごとに審議いたします。１項の調査員より調査の報告を求めます。２番、豊村委員。
２	番	２番、豊村です。第１項について報告いたします。 この件は、木村委員、川島推進委員にご協力いただき、調査してまいりました。申請人は、石岡市在住の７０代、農業の女性です。申請事由は、地目変更登記のため。区分は、非農地証明の交付になります。この土地は、昭和５３年頃から鉄工所を増築する形で宅地となっているそうです。４０年以上農地ではないと判断し、行方市の固定資産評価額証明書も添付しており、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、４０年以上前から宅地化しているということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、２項及び３項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。１７番、郡司委員。
１	７	１７番、郡司です。第２項、３項は関連がございますので、一括でご報告いたします。 まず、第２項の調査報告につきましては、宇井推進委員とともに調査してまいりま

		した。
		第2項の申請人は、土浦市在住で会社員の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、国道355号線荒宿のコンビニエンスストアから北へ約400メートルのところになります。現地を確認したところ、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。
		第3項の調査を報告いたします。
		この案件についても、宇井推進委員とともに調査してまいりました。
		申請人は、お一人は2項の方と同じ、土浦市市立在住で会社委員の方です。もう一人の方は、埼玉県さいたま市在住で会社員の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、水田のほうは、井上神社より南へ約1キロのところになります。また畑のほうは、井上神社から東へ約30メートル位のところになります。両方とも現地確認したところ、土地はもう現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、2項、3項とも20年以上から山林化しており、農地に復元が困難ということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項及び3項は証明書を交付することに決定いたします。
		（議案第56号）
議	長	議案第56号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。
事	務	局
		議案第56号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について下記のとおり意見を求められたので提案する。令和7年9月25日提出、行方市農業委員長 椎名勇。
		別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。
		行方市長より、行方市農業委員長宛てに、農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は、令和7年11月1日始期の新規1件、5筆、1万1,103平方メートルと、令和7年12月1日及び令和8年1月1日始期の更新54件、95筆、19万8,607平方メートルとなります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑はありませんか。
		発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については、原案のとおりと決定いたします。
議	長	(報告第38号) (報告第39号) (報告第40号) (報告第41号) 次に、報告案件に入ります。 報告第38号 制限除外の異動届の受理について、報告第39号 農地法3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第41号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括して事務局より説明願います。
事 務 局		報告第38号 制限除外の異動届の受理について下記のとおり報告する。令和7年9月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 第1項につきましては、高圧架空送電線路工事用地のための届出となります。第2項につきましては、高圧架空送電線路鉄塔建設のための届出となります。 続きまして、報告第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について下記のとおり報告する。令和7年9月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは、相続による所有権を取得された方の届出3件の一覧になりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について下記のとおり報告する。令和7年9月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは、合意解約により賃貸借を解約した通知があった9件の一覧になりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第41号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について下記のとおり報告する。令和7年9月25日提出、行方市農業委員会長 椎名勇。 こちらは、先月に提出いただきました活動記録簿を集計したのになります。こちらでもご確認いただければと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	それでは、報告案件について審議を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。(全員一致) 異議なしと認めます。
		(閉会宣告) 午後 3時35分
議	長	これにて、本総会に付議された案件の審議は全て終了しました。よって、第9回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。